



平成28年3月24日
国土交通省中部地方整備局
港湾空港部

お知らせ

中部地方整備局、港湾管理者、港湾関係団体の3者による 災害発生時における応急対策業務に関する協定を締結 ～大規模災害発生時における港湾の災害応急対策業務に関する広域支援体制の強化～

1. 概要：

中部地方整備局、港湾管理者及び港湾関係団体は「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結します。

本協定により、南海トラフ巨大地震等の広域災害発生時において、中部地方整備局が港湾関係団体の派遣について、必要な調整を行うこととし、秩序ある応急対策等を迅速かつ円滑に実施される等の効果が期待されます。

また、港湾管理者と港湾関係団体との協定締結先の拡大が図られ協力体制が強化されます。

【協定締結者】

国：中部地方整備局

港湾管理者：静岡県、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合

港湾関係団体：一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部、全国浚渫業協会東海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾技術コンサルタント協会

2. 締結式：

日時 平成28年3月29日（火） 16：30～17：00

場所 中部地方整備局 丸の内庁舎 1F第1会議室

（名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル）

3. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、専門紙記者会、名古屋港記者クラブ、静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、港湾新聞、港湾空港タイムス、日本海事新聞、海事プレス

4. 問合先：国土交通省中部地方整備局港湾空港部

港湾空港防災・危機管理課 課長 恩田（おんだ）

同課 専門官 渋谷（しぶや）

Tel 052-209-6328 Fax 052-209-6334

■ 包括協定の概要

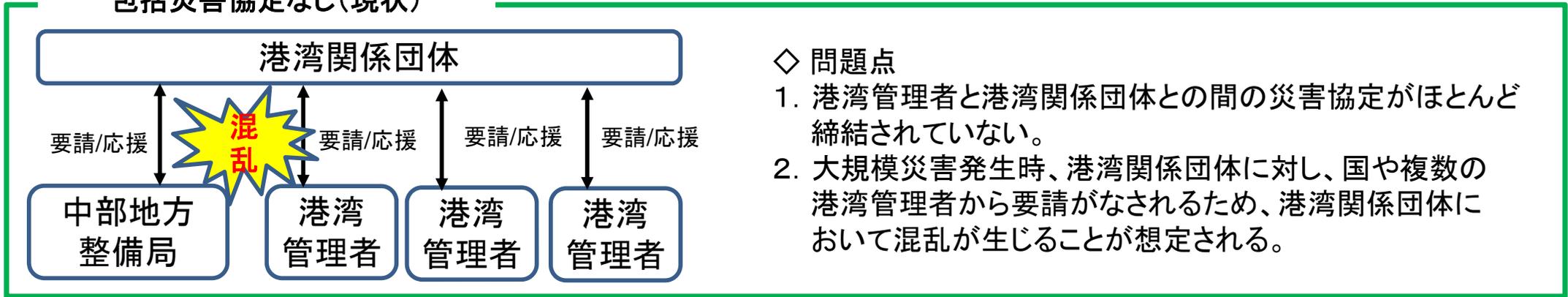
【目的】

東日本大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時において、津波被害等による甚大な被害が想定される港湾施設等を迅速かつ円滑に応急復旧することにより、発災後の緊急物資の輸送や地域産業の早期復興等のため、中部地方整備局、港湾管理者ならびに港湾関係団体(民間)の3者が協定を締結するものです。

【効果】

全国規模の港湾関係団体と協定締結をすることで、全国的な技術力・資機材等の協力が得られ、災害対応力が強化されます。また、大規模災害発生時に中部地方整備局が港湾管理者と港湾関係団体の間で必要な調整を行うことにより、迅速かつ円滑に災害応急対策等が実施される等の効果が期待できます。

包括災害協定なし(現状)



包括災害協定あり

